

1 東日本大震災における取り組みについて

(1) 福岡県の取り組み状況について

ア 募集について

被災した地域の復興応援のため、福岡県、福岡県社協と協働し、共同募金会各支会・市区町村社会福祉協議会の協力を得ながら、平成23年3月14日から、全県的に被災地復興応援募金に取り組んでいる。

平成23年3月14日から8月31日までの募金総額 892,452,176円

イ 街頭募金について

福岡県・福岡県社協・福岡県共募は3月14日から19日、4月7日の7日間、福岡市中央区天神の西鉄福岡駅周辺で街頭募金に取り組み、6,389,395円の募金が寄せられた。

また、共同募金会各支会・市区町村社会福祉協議会に対し、街頭募金の実施を要請し、これまでに28,913,980円の募金が寄せられている。

ウ 募金箱の設置について

平成23年3月14日に、福岡県本庁・各保健福祉環境事務所、福岡県共募・各支会、福岡県社協・市区町村社協に一斉に設置した。

エ 広報資材の作成について

東日本大震災被災地復興応援募金の募集を広く周知するため、下記の広報資材を作成し、福岡県本庁・各保健福祉環境事務所、各支会等に配布した。

(ア) ポスター（2回作成）	900枚
(イ) 立て看板	100枚
(ウ) 横断幕	75枚
(エ) 街頭募金用チラシ	10,000枚

(2) 配分について

寄せられた義援金の配分については、各県に設置される配分委員会に任されるが、配分額に不平等が起こることがないように、中央共同募金会、日本赤十字社、被災した15都道府県等で構成する義援金配分割合決定委員会（事務局：厚生労働省）で、被害ごとの配分基準を決定している。

4月8日に開催された第1回目の会合で1次配分の対象・基準が決定されている。

6月6日に開催された第2回目の会合では、死者や行方不明者の人数や全半壊した世帯数などの比率に応じて速やかに配分していくことを決定し、具体的な配分基準は、それぞれの都道府県で地域の実情に合わせて決定することとしている。

ア 配分対象・基準

(ア) 1次配分対象・基準

- ①死亡・行方不明者（外国人・旅行者を含む）：1人当たり 35万円
- ②全壊・流出・全焼：1戸当たり 35万円

③半壊・半焼：1戸当たり 18万円

④原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯：1世帯当たり 35万円

※ 原発地域世帯は全壊と同様の扱いとする。

※ 負傷者、床上浸水、床下浸水等は2次配分以降とする。

(イ) 2次配分対象・基準

①配分対象は1次配分と同様とする。

②被害程度の指標を、「死者・行方不明者、全壊・全焼、原発関係避難世帯」を「1」、「半壊・半焼世帯」を「0.5」とし、各都道府県からの報告を取りまとめ、義援金を指標の合計数に基づき按分し、速やかに被災都道県に送金する。

イ 義援金額（全国） 319,497,151,231円

(ア) 中央共同募金会受付分 36,509,984,731円 (8/31現在)

(イ) 日本赤十字社受付分 282,987,166,500円 (8/30現在)

ウ 各都道県の「義援金配分委員会」への送金状況

送金額： 2,862億3,834万5,808円 (8/26現在)

北海道 943万2,272円

青森県 8億810万9,584円

岩手県 313億4,834万1,040円

宮城県 1,370億6,133万6,640円

山形県 1,000万176円

福島県 924億2,607万5,744円

茨城県 152億9,944万2,160円

栃木県 19億4,974万4,800円

群馬県 474万1,136円

埼玉県 1億3,471万7,136円

千葉県 65億8,137万2,688円

東京都 2億335万944円

神奈川県 3,258万48円

新潟県 1億9,007万3,344円

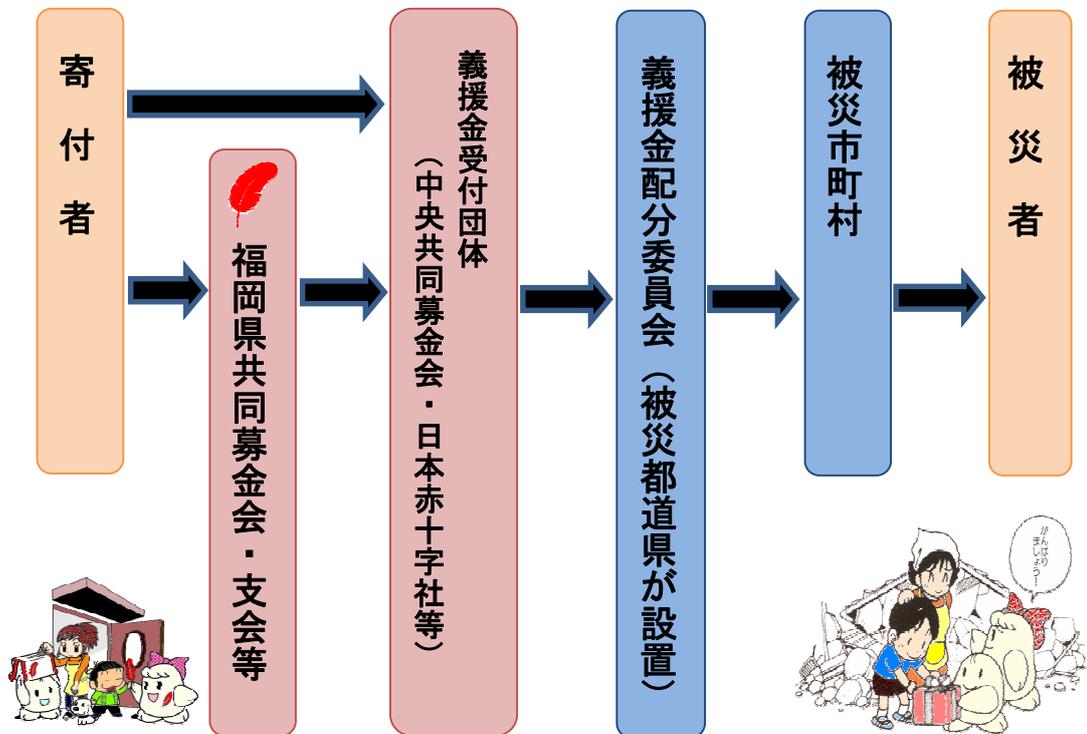
長野県 1億3,107万8,096円

※ 各都道県に設置された「義援金配分委員会」からの依頼により、中央共募、日赤が合同で義援金を送金

エ 義援金配分委員会から被災市町村への送金状況 2,390億円 (8/26現在)

オ 被災市区町村から配分対象者への配分状況 1,830億円 (8/26現在)

義援金が被災者に届けられるまで（東日本大震災の場合）



(3) 災害等準備金について

ア 災害等準備金について

災害等準備金は、社会福祉法第118条の規定に基づき、国内で発生した災害時に都道府県共同募金会が、被災者支援活動等のため、一般募金と歳末たすけあい募金を併せた募金実績額の3%を積み立てている。

災害等準備金積立額：73,324,994円（平成23年4月1日現在）

（内 訳）

平成22年度積み立て分：23,785,909円

平成21年度積み立て分：24,494,832円

平成20年度積み立て分：25,044,253円

※ 平成20年度から22年度の3年間の積み立て分が、平成23年度の準備金となる。

イ 東日本大震災における災害等準備金の拠出について

本来災害等準備金の運用は、被災した県の共同募金会が行うが、今回の大震災では、被害が大規模かつ広範囲に及んでいるため、被災都道府県共募の同意を得て、中央共同募金会が事務を代行している。

去る3月16日、中央共同募金会においてブロック幹事連絡会が開催され、被災した都道府県共募を除く県共募は、平成20年から22年度分の3年分の合計額の3分の1を拠出することが決定し、既に本会からも拠出している。

また、更に3分の1の拠出要請がっており、追加で拠出する予定となっている。

拠出した準備金は、主に災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる費用や活動費として配分される。

福岡県共募の拠出額 24,441,664円

全国からの拠出額 423,340,000円

被災県の災害等準備金と合わせた合計額 558,620,000円

ウ 災害等準備金の配分済み額と用途（平成23年7月11日現在）

青森県 9,000,000円（災害VC費用、臨時避難施設の運営）

岩手県 166,326,000円（災害VC費用）

宮城県 95,500,000円（災害VC費用、被災住宅復旧再建支援）

福島県 80,680,000円（災害VC費用、設備の買い替えに係る経費）

栃木県 4,903,000円（災害VC費用、避難所での被災者支援活動）

千葉県 8,363,640円（ボランティア保険、破損復旧工事費）

岩手県 2,460,000円（破損復旧工事費）

山形県 3,000,000円（災害VC費用）

合計 370,233,284円

※ 今後、災害VCの運営費用や、被災した福祉施設の修繕費などで、

425,597,000円程度を配分する見込み